

ワイズメンズクラブ京都部 P R 委員会規約書

(名称)

第1条 本委員会を、ワイズメンズクラブ京都部 P R 委員会と称する。

(総則)

第2条 この規則は、ワイズメンズクラブ西日本区京都部 P R 委員会の役割等について定める。

(目的)

第3条

- 1 本委員会は、ワイズメンズクラブ国際協会西日本区京都部、部内の各クラブの優れた活動等を広く内外に広報することに努め、社会におけるワイズメンズクラブに対する理解と共感を得ながら認知度・好感度を高めることを目的とする。
- 2 本委員会は、京都部の活動が組織的かつ効率的に運用されるために必要な諸資料や内外に情報を提供するウェブサイト、コンピューターによるシステム構築および管理運用、部内の I T 化に協力することを目的とする。
- 3 P R 委員会が作成する情報は、ワイズメンズクラブ国際協会・アジア地域・西日本区および Y M C A 等関連団体の動きを、京都部役員の意を受けて、通常の文書情報に加えてウェブサイトによって補充するように、タイムリーにワイズメンズクラブ西日本区京都部の会員に伝達すると共に、京都部外へ情報を公開し、ワイズメンズクラブ活動の推進を図ることを目的とする。
- 4 西日本区の広報・情報委員会との連携をとって情報入手し発信に努める。

(構成)

第4条 本委員会は、京都部部長、部長によって任命された委員長、委員長が推薦し部長が任命した数名の委員（専任担当委員）および、各クラブより選出された委員（クラブ情報員）、次期委員長で構成される。

(人選と役割、任期)

第5条

- 1 委員の内、クラブ情報員は第3条の目的の為、各クラブと本委員会の連携役を担い、専任担当委員は末尾記載の本委員会の運営に関する各役割を担うものとする。
なお、クラブ情報員は、委員会への出席は任意とする。

- 2 委員長及びクラブ情報員の任期は1年とする。また、専任担当委員の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。
- 3 任期途中で選任される委員の任期は、前任者の任期満了時までとする。

(広報・伝達のタイミング)

第6条 広報・伝達のタイミングはPR委員会に一任する。

(運用・守秘義務)

第7条

- 1 ウェブサイト上に掲載する情報や資料の管理は関係する部役員と連絡を密にし、適切な取り扱いに努める。
- 2 プライバシーに関連するデータの取り扱いについては、その保護に留意する。

(付則)

第8条

- 1 この規則に定めのない事項は、本委員会で協議され部役員会で承認を得るものとする。
- 2 この規則は、京都部役員会の承認を経ることにより、改正することができる。
- 3 この規則は、2015年7月1日から施行する。
- 4 この規則を一部改正し、2017年7月1日から施行する。

【PR委員会 構成】

委員長、京都部部長、

専任担当委員：会 計、カレンダー行事管理、HP管理、YMCA関連、
SNS担当 (facebook など)、書記 (記録)

クラブ情報委員：各クラブより選出

西日本区広報・情報委員会

次期委員長